

第二百二十六号議案

食品製造業等取締条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

食品製造業等取締条例を廃止する条例

食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第一百一十号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行による食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の改正に伴い、条例を廃止する必要がある。